

鹿児島市景観計画 第6章

景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準（案）

～ 祇園之洲公園・石橋記念公園周辺 ～

鹿児島市景観計画の「第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準」に基づき、景観資源として多くの市民から親しまれている「祇園之洲公園・石橋記念公園周辺」について、地域の景観形成にふさわしい整備の方針や占用許可基準等を定め、良好な維持管理を行うことによって、さらに魅力的な景観形成を推進します。

1 景観重要公共施設の指定

(1) 景観重要公共施設の指定の考え方

公園や河川、港湾などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、市民や事業者に対し、良好な景観のモデルを示す先導的な責務もあります。行政が景観に配慮した公共施設の整備を行うことで、地域の景観を向上させるとともに、市民の景観に関する意識の高揚を図っていくことにつながります。

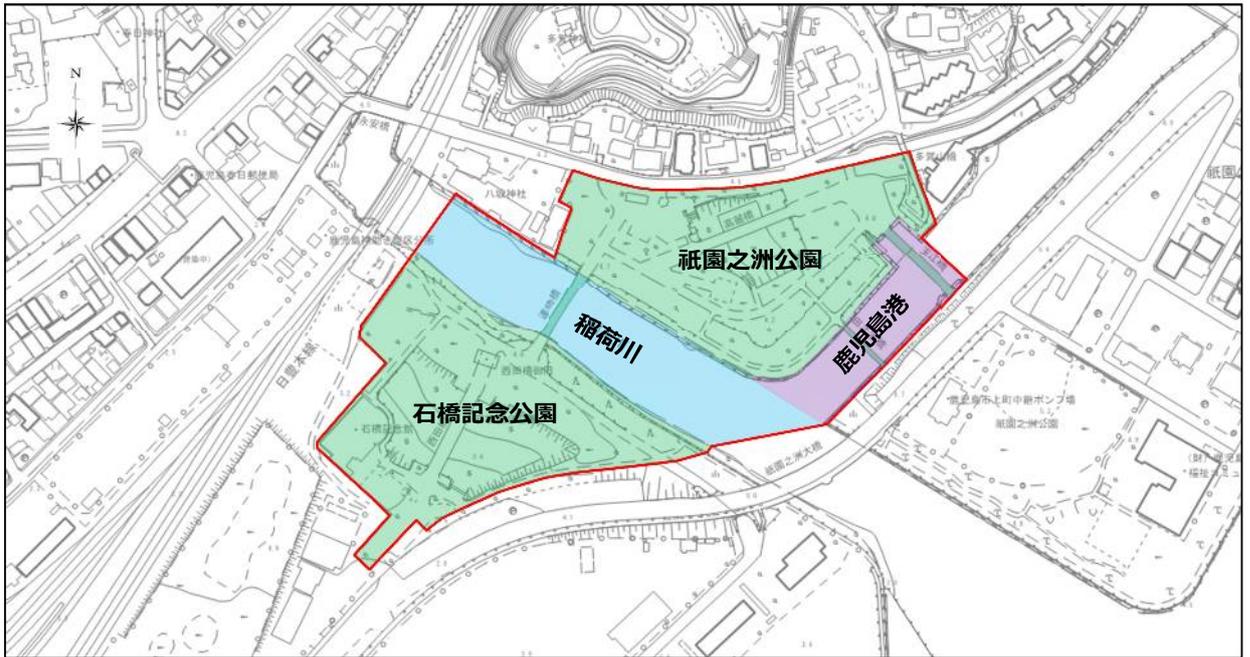
そこで、特定公共施設（景観法第8条第2項第4号ロ）のうち、**鹿児島市景観計画の区域内において景観の骨格となり、景観形成上重要な役割を果たすもの**について、景観重要公共施設に指定し、良好な景観の形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めます。

今後、指定された景観重要公共施設において必要な整備等を実施する場合には、これらの基準等を踏まえ、景観に配慮するとともに、**既存の施設を含めた良好な維持管理を行うこと**によって、さらに魅力的な景観形成を推進することとします。

(2) 景観重要公共施設一覧

種別・名称	位置・範囲	施設管理者
都市公園法による公園		
祇園之洲公園	清水町10番2外 ※ 祇園之洲公園の一部	鹿児島市
石橋記念公園	浜町1番3 ※ 石橋記念公園の全部	鹿児島県
河川法による河川		
稲荷川	清水町5番先（左岸）～祇園之洲町60番先（左岸） ※ 稲荷川の一部	鹿児島県
港湾法による港湾		
鹿児島港	清水町10番1先 ※ 港湾区域及び港湾隣接地域の一部	鹿児島県 鹿児島市

【位置図】



【景観重要公共施設の概要】



2 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 公園（祇園之洲公園、石橋記念公園）

① 概要

祇園之洲公園、石橋記念公園は、稲荷川の河口、国道10号鹿児島北バイパスに面し、東に錦江湾、桜島、北に多賀山を望むところにあります。

両公園には、江戸時代末期に島津重豪の命で作られた「甲突川の五石橋」のうち、平成5年8月6日の鹿児島県集中豪雨（8.6水害）による洪水で流失をまぬがれた「高麗橋」、「玉江橋」、「西田橋」の三つの石橋が移設・復元されており、間を流れる稲荷川を連絡歩道橋で結ぶことで、一体的な公園として利用されており、本市の歴史を知る場の一つとして、市民のみならず、多くの観光客からも広く親しまれています。

ア 祇園之洲公園

祇園之洲公園は、稲荷川河口部を埋め立ててできた土地で、島津斉彬の命により築かれ、薩英戦争で使用された砲台の一つである祇園之洲砲台跡や薩英戦争記念碑等の史跡、クロマツやクロガネモチ等の樹木など、様々な景観資源が集積しています。また、石橋の移設・復元にあたっては、周辺景観や史跡に配慮した石橋の設置と公園整備が行われています。

イ 石橋記念公園

石橋記念公園には、石橋の移設・復元にあわせて、五石橋の歴史や技術等を伝える石橋記念館が整備されており、「西田橋」の下の水の流れでは、子どもたちが水遊びもでき、夜はライトアップされ、ムードのある散策コースとなっています。

② 整備に関する方針

- ・石橋や史跡などの歴史的雰囲気や、多賀山などの自然環境との調和に配慮しながら、桜島への眺望を確保するよう、公園内の植栽・樹木の管理を行います。
- ・園路、広場、休憩所、遊具等の整備、修繕を行う場合は、利用者の安全性と快適性を確保しつつ、歴史的雰囲気、自然環境との調和を図るため、できる限り地場産の自然素材等の利用に努めるとともに、桜島の眺望を妨げないように配慮します。
- ・市民のみならず、観光客も安心して利用できるように、整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。

③ 整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設	整備基準	
	祇園之洲公園	石橋記念公園
石橋	(高麗橋・玉江橋) ・鹿児島市景観条例第14条第1項に定める景観重要建造物の管理基準に準じる。	(西田橋) ※県指定有形文化財に指定されていることから、対象外とする。
園路、広場	・石張り舗装を基調とし、石橋や史跡などと調和した仕上げによって歴史的雰囲気演出する。	・石橋と調和した仕上げによって歴史的雰囲気演出する。
公園附属物 ・遊具 ・防護柵 ・照明灯 ・案内標識等	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的雰囲気、自然環境と調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。 光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 休憩所等の公園施設の整備にあたっては、自然素材の使用に努める。 落ち着いた茶系（R、YR、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。 	
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島市景観計画第3章第1節第2項に定める景観形成基準（市街地ゾーン・台地ゾーン）による。ただし、形態・意匠については、歴史的雰囲気に配慮するとともに、桜島や多賀山への眺望確保に努める。 	
法面、擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 石積擁壁や石垣については、特に支障のない限り、保存に努めることとし、新設や改修等を行う場合は、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた工法を使用するなど、周辺景観との調和に配慮する。 特に法面においては、緑化による修景措置を行うなど、緑の連続性に配慮する。 	
樹木	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の樹木については、桜島への良好な眺望を確保するため、適切な整備に努める。 	
	<ul style="list-style-type: none"> クロマツについては、鹿児島市景観条例第14条第2項に定める景観重要樹木の管理基準に準じる。 ※クロガネモチについては、保存樹に指定されていることから、対象外とする。 	—

【参考】鹿児島市景観条例（抜粋）

（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理基準）

第14条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の滅失、き損等を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準

2 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の形を保つため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準

【参考】鹿児島市景観法施行細則（抜粋）

（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理基準）

第9条 条例第14条第1項第3号の規則で定める基準は、景観重要建造物が滅失又はき損するおそれがあると認めるときには、当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講ずることとする。

2 条例第14条第2項第3号の規則で定める基準は、景観重要樹木が滅失又は枯死するおそれがあると認めるときには、当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずることとする。

(2) 河川（稲荷川）

① 概要

祇園之洲公園、石橋記念公園の間を流れる稲荷川は、両公園の東側で鹿児島湾に注いでおり、石積の護岸等に歴史的な雰囲気を感じられ、マツの木等の自然景観も望むことができます。また、両公園を結ぶ連絡歩道橋からは雄大な桜島を眺望することができます。

なお、河口近くの干潟では、海中で生育する種子植物のアマモの群生が見られ、魚類などの産卵場所や幼稚魚などの生息場所となっています。

② 整備に関する方針

- ・整備にあたっては、必要な機能や安全性・防災性を確保しつつ、生態系の保全に努め、歴史的雰囲気や自然環境との調和に配慮したものとします。
- ・歴史的雰囲気を創り出してきた護岸の石積等は、治水計画上支障のない範囲で保全・活用に努め、整備が必要となる場合においては、周辺のまちなみや自然景観と調和した工法、素材の使用等に努めることとします。
- ・河川附属物の整備を行う場合は、周辺のまちなみや自然景観との調和を図り、桜島への眺望を阻害しないよう配慮することとします。

③ 整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設	整備基準
護岸等	・現状の素材の保全・活用に努める。現状の素材の使用が困難な場合においては、素材や構造等について周辺景観との調和に配慮する。
河川附属物 ・防護柵等	・鹿児島市景観計画第3章第1節第2項に定める高さの基準（市街地ゾーン・台地ゾーン）による。 ・歴史的雰囲気、自然環境と調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。 ・光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 ・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、Y R、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。
建築物	・鹿児島市景観計画第3章第1節第2項に定める景観形成基準（市街地ゾーン・台地ゾーン）による。ただし、形態・意匠については、歴史的雰囲気に配慮するとともに、桜島への眺望確保に努める。

(3) 港湾（鹿児島港）

① 概要

本区域は、重要港湾である鹿児島港の最も北に位置しており、上町地区の振興を図るために行われた「祇園之洲公有水面埋立事業（昭和47～52年）」によって、それまで鹿児島湾に面していた部分が、現在の水路状となりました。区域内には、移設・復元された「玉江橋」があるほか、一部に石積護岸が残されており、歴史的な雰囲気が感じられます。

② 整備に関する方針

- ・整備にあたっては、必要な機能や安全性・防災性を確保しつつ、生態系の保全に努め、歴史的雰囲気や自然環境との調和に配慮したものとします。
- ・護岸の整備については、周辺のまちなみや自然景観と調和した工法、素材の使用等に努めることとします。
- ・港湾附属物の整備を行う場合は、周辺のまちなみや自然景観との調和を図り、桜島への眺望を阻害しないよう配慮することとします。

③ 整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設	整備基準
護岸	・自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた工法とするなど、周辺景観との調和に配慮する。
港湾附属物 ・防護柵 ・照明灯等	・鹿児島市景観計画第3章第1節第2項に定める高さの基準（市街地ゾーン・台地ゾーン）による。 ・歴史的雰囲気、自然環境と調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。 ・光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 ・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、Y R、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。
建築物	・鹿児島市景観計画第3章第1節第2項に定める景観形成基準（市街地ゾーン・台地ゾーン）による。ただし、形態・意匠については、歴史的雰囲気に配慮するとともに、桜島への眺望確保に努める。

3 景観重要公共施設における占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した公園、河川、港湾における占用等の許可の基準について、良好な景観の形成を図るため、次のとおり定めます。

(1) 本基準の対象となる工作物等

次の工作物等で1年以上設置される見込みのもの。

- ① 都市公園法第6条第1項の規定による許可を要する工作物、物件又は施設のうち、地表に現れるもの
- ② 河川法第24条又は第26条第1項の規定による許可を要する行為のうち、地表又は水面(断面内)に現れるもの
- ③ 港湾法第37条第1項の規定による許可を要する行為のうち、地表又は水面に現れるもの

(2) 良好な景観形成のための占用等の許可の基準

都市公園法第6条第1項、河川法第24条又は第26条第1項、港湾法第37条第1項の許可基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設	占用許可基準
工作物、物件 又は施設 (建築物を除く)	<ul style="list-style-type: none">・鹿児島市景観計画第3章第1節第2項に定める高さの基準（市街地ゾーン・台地ゾーン）による。・歴史的雰囲気、自然環境と調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。・光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（R、YR、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。ただし、可能な範囲内で目立たない素材や色彩の覆い等により周辺の景観との調和が図られていると認められる場合はこの限りでない。
建築物	<ul style="list-style-type: none">・鹿児島市景観計画第3章第1節第2項に定める景観形成基準（市街地ゾーン・台地ゾーン）による。ただし、形態・意匠については、歴史的雰囲気に配慮するとともに、桜島や多賀山への眺望確保に努める。